

IV ごみ減量化対策事業

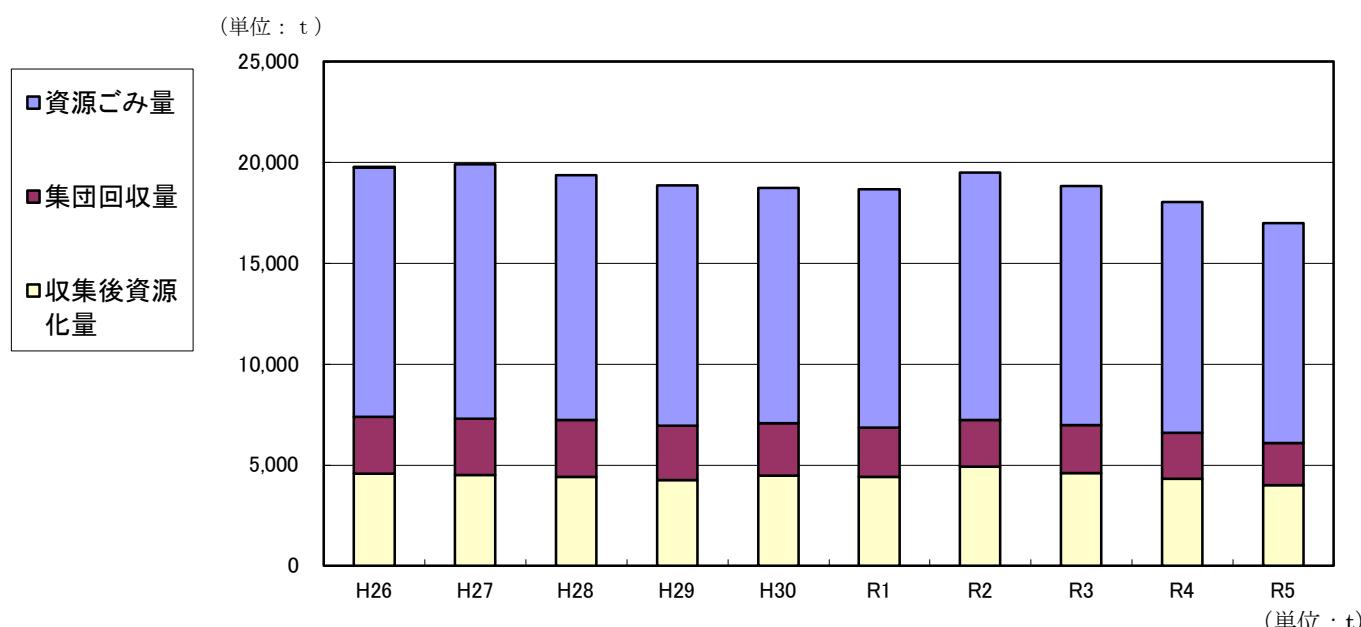
三鷹市は、平成5年3月に策定した「三鷹市ごみ処理総合施策」を、将来を見通したごみ処理・リサイクルシステムとして充実を図るため、当初の予定より1年早く見直しを行い、「三鷹市ごみ処理総合施策（改定）」として平成9年3月に改定しました。その後、循環型社会形成基本法をはじめとする各種リサイクル法の制定、廃棄物処理法の改定など関連法令等の整備や社会環境の変化を踏まえ、持続可能な循環型社会を形成するため平成15年9月に「三鷹市ごみ処理総合計画2010」を策定しました。その後、「三鷹市ごみ処理総合計画2015」の策定（平成20年3月）や改定（平成24年3月）を経て、平成28年3月に「三鷹市ごみ処理総合計画2022」を策定し、令和2年3月に第1次改定を行いました。

また、「三鷹市ごみ処理総合施策」の見直しと並行して、平成7年6月制定の容器包装リサイクル法に基づく「分別収集計画」を策定、この計画に沿って平成9年7月から、アルミ缶、スチール缶を空きびんと同一の収集容器を用いての分別収集を行い、収集した空きびん・空き缶は、ふじみ衛生組合リサイクルセンターにて容器包装リサイクル法で定める分別基準適合物もしくは独自ルートに乗せる資源物として、ふじみ衛生組合から第三者へ引き渡されています。

平成9年7月には、市民に分別の徹底、排出抑制を呼びかけ、週3回の収集だった可燃ごみを週2回の収集とし、平成11年には、容器包装リサイクル法の完全施行（平成12年4月）に対応するため、平成11年に「分別収集計画」を改定し、新たに加わる紙製容器包装、プラスチック製容器包装の分別収集について検討を行い、一部地域でペットボトル・プラスチック類の分別収集を試行し、平成17年2月から市内全域でペットボトル、プラスチック類及び雑紙（その他紙製容器包装）の分別収集を開始しました。

1 総資源化量とリサイクル率

(1) 総資源化量の推移



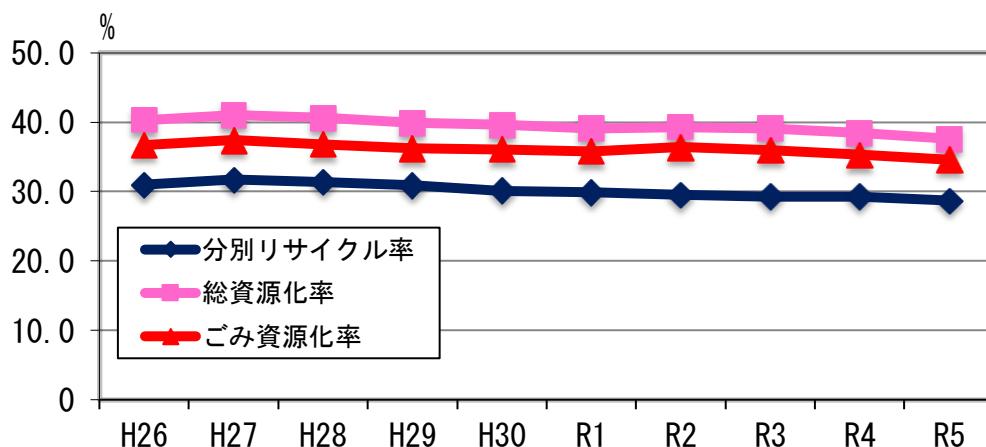
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
資源ごみ量	12,353	12,585	12,134	11,898	11,665	11,835	12,260	11,835	11,444	10,917
集団回収量	2,845	2,797	2,838	2,689	2,581	2,430	2,325	2,373	2,291	2,077
収集後資源化量	4,550	4,504	4,391	4,256	4,472	4,405	4,897	4,602	4,300	4,002
合計	19,748	19,886	19,363	18,843	18,718	18,670	19,482	18,810	18,035	16,996

(2) 総資源化量の内訳

種類	資源ごみ量	集団回収量	収集後資源化量		総資源化量	
内容	市で定期収集している資源ごみからの資源化量（空きびん・空き缶・古紙・古着）・拠点回収を含む	町会・自治会などで自主的に行なっている集団回収	ごみを収集後、ふじみ衛生組合リサイクルセンター等で分別・資源化したもの	ごみを焼却後、エコセメント化施設等で資源化したもの	資源ごみ量+集団回収量+収集後資源化量	
紙類 金属等 ガラス ペットボトル 紙パック 布類 プラスチック 焼却灰	紙類	5,895 t	1,732 t		7,627 t	
	金属等	※ 423 t	110 t	778 t	77 t	1,388 t
	ガラス	1,619 t	132 t			1,751 t
	ペットボトル	619 t				619 t
	紙パック	2t	8 t			10 t
	布類	678 t	95 t			773 t
	プラスチック	1,681 t				1,681 t
	焼却灰				3,147 t	3,147 t
計		10,917 t	2,077 t	778 t	3,224 t	16,996 t

※ 423 t の内、小型家電は3 t

(3) リサイクル率の推移



項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
分別リサイクル率	31.0	31.7	31.4	30.9	30.1	29.9	29.5	29.3	29.3	28.7
総資源化率	40.3	41.0	40.6	39.9	39.6	39.1	39.3	38.7	38.4	37.6
ごみ資源化率	36.7	37.4	36.8	36.2	36.1	35.8	36.4	35.6	35.3	34.6

※平成 18 年度のエコセメント化施設稼働により、焼却灰の資源化量を、資源化量に含んでいる。

分別リサイクル率 = (資源ごみ量+集団回収量) ÷ ごみ総排出量

総資源化率 = (資源ごみ量+収集後資源化量+集団回収量) ÷ ごみ総排出量

ごみ資源化率 = (資源ごみ量+収集後資源化量) ÷ (ごみ総排出量-集団回収量)

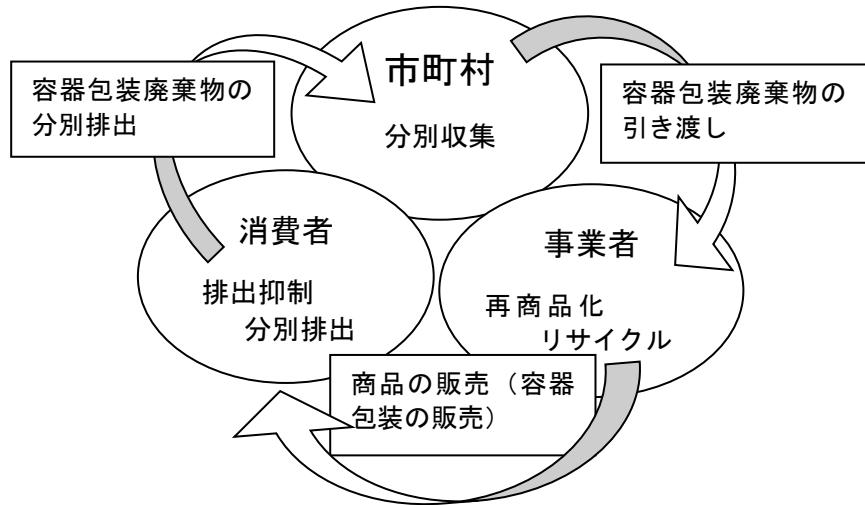
ごみ総排出量 = 総ごみ量（燃やせるごみ+燃やせないごみ+有害ごみ+資源物+粗大ごみ）+集団回収量

2 分別収集計画と収集量

容器包装リサイクル法は、一般廃棄物のうち容量で約61%、重量で約22%を占める容器包装廃棄物の発生抑制とリサイクルによるごみの減量を図ることを目的に平成7年に制定されました。

この法律では、従来、市町村が全面的に責任を負っていた容器包装廃棄物の処理が、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者は再商品化するという、3者の役割が義務付けられました。また、

平成18年度の改正では、レジ袋対策などを盛り込んだ容器包装廃棄物の排出抑制の促進、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設、再商品化の義務を果たさない事業者（ただ乗り事業者）に対する罰則の強化、使用済ペットボトルの海外流出を抑え、円滑な再商品化をすすめることを国の方針としました。



〈分別収集計画〉

市町村が容器包装リサイクル法に基づくリサイクルシステムに参加するためには、「市町村分別収集計画」を策定し、法対象品目についての計画的な分別収集に取り組まなければなりません。

この計画は、ごみ処理体制や将来人口、市民の協力率を考慮しつつ、5年を1期として3年ごとに見直しが行われることになっており、令和4年6月に第10期計画の策定を行いました。

各年度の収集計画量

(単位 : t)

	令和5年度 収集計画量	令和6年度 収集計画量	令和7年度 収集計画量	令和8年度 収集計画量	令和9年度 収集計画量
鋼製容器包装	209	209	209	210	210
アルミニウム製容器包装	360	360	360	361	361
無色ガラス容器	731	732	733	734	735
茶色ガラス容器	447	448	448	449	450
その他ガラス容器	786	786	788	789	790
飲料用紙製容器包装	15	15	15	15	15
P E T ボトル	770	770	772	773	774
段ボール	2,704	2,706	2,711	2,714	2,717
その他 紙製容器包装	—	—	—	—	—
塑性ラミネート製容器包装	4,825	4,828	4,837	4,843	4,848
合 計	10,847	10,854	10,873	10,888	10,900

各年度の収集計画量と収集量

(単位 : t)

	H 30 年度 収集計画量	H 30 年度 収集量	R1 年度 収集計画量	R1 年度 収集量	R2 年度 収集計画量	R2 年度 収集量
鋼製容器包装	250.00	230.29	250.00	226.52	233.00	241.92
アルミニウム製容器包装	270.00	290.50	270.00	308.26	294.00	360.20
無色ガラス容器	779.00	737.13	779.00	698.60	746.00	729.27
茶色ガラス容器	510.00	458.99	510.00	448.00	464.00	456.00
その他ガラス容器	709.00	728.66	709.00	706.43	737.00	787.58
飲料用紙製容器包装	11.00	12.05	11.00	11.01	12.00	13.11
P E T ボトル	517.00	734.14	517.00	711.16	743.00	744.74
段ボール	1,991.00	2,089.40	1,991.00	2,146.10	2,113.00	2,653.95
その他紙製容器包装	157.00	0.00	158.00	0.00	0.00	0.00
その他プラスチック製容器包装	5,179.00	4,748.27	5,179.00	4,697.58	4,803.00	5,102.30
合 計	10,373.00	10,029.43	10,374.00	9,953.66	10,145.00	11,089.07

各年度の収集計画量と収集量

(単位: t)

	R3 年度 収集計画量	R3 年度 収集量	R4 年度 収集計画量	R4 年度 収集量	R5 年度 収集計画量	R5 年度 収集量
鋼製容器包装	235.00	207.98	235.00	211.89	209.00	192.17
アルミニウム製容器包装	296.00	358.10	297.00	342.66	360.00	338.99
無色ガラス容器	751.00	728.55	753.00	672.58	731.00	660.40
茶色ガラス容器	468.00	445.58	469.00	426.85	447.00	406.80
その他ガラス容器	743.00	782.70	744.00	721.02	786.00	684.48
飲料用紙製容器包装	12.00	14.88	12.00	9.79	15.00	9.12
P E T ボトル	748.00	766.88	750.00	760.73	770.00	740.46
段ボール	2,130.00	2693.26	2,133.00	2,604.31	2,704.00	2,491.92
その他紙製容器包装	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他プラスチック製容器包装	4,839.00	4805.68	4,848.00	4,594.84	4,825.00	4,458.23
合 計	10,222.00	10803.61	10,241.00	10,344.67	10,847.00	9,982.57

3 資源物収集事業

(1) 空きびん・空き缶収集事業

昭和 48 年 9 月、議員提案により、当時の「三鷹市廃棄物の処理および清掃に関する条例」が一部改正され、同条例第 4 条に市長の責務として、事業者の回収責任を追求した規定が盛り込まれました。市ではこれを受けて、事業者へのアンケート調査、回収協力のための話し合いを行い、昭和 49 年 9 月から、市内的一部地区でメーカー・回収業者によるアルミ缶とガラスびんの回収が行われるとともに、スチール缶については直営で拠点回収（13 か所）を行いました。

平成 3 年 2 月からは、市内の町会・自治会などの組織を対象に回収専用容器（オレンジコンテナ）を預かってもらう方式で『空きびんの分別回収』が始まり、その後、実施地域・世帯数は拡大・増加し、平成 6 年度には約 40,000 世帯で回収が行われ、平成 7 年 7 月には、全地域で、容器を回収日の前日配布する前日配布方式へ移行し、平成 9 年 7 月に「容器包装リサイクル法」の一部施行にあわせ、空き缶（アルミ缶・スチール缶）も空きびんと一括で収集する方式に切り替えました。

平成 20 年 11 月から、分別収集のより一層の向上とコンテナ置き場近くにお住まいの方々の負担軽減を目的に、月曜日収集地区の井の頭・中原・新川 1, 4, 5 丁目をモデル地区として、空きびん・空き缶の戸別収集を実施した結果、概ね好評だったことから、平成 22 年 11 月から火曜日収集地区を、平成 23 年 11 月から金曜日収集地区を、さらに平成 24 年 11 月から水曜日と木曜日収集地区の戸別収集を実施し、一部の集合住宅やステーションを除き、市内全域が戸別収集となりました。

空きびん・空き缶収集量

（単位：t）

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5
空きびん・空き缶		2,093	2,319	2,248	2,116	2,039

(2) 古紙（新聞・段ボール・雑誌）、古着類収集事業

平成2年4月から、第1処理場（旧三鷹市環境センター）にストック場を設置して、週3回の可燃ごみ収集の際に別途収集した古紙を業者に自由売却処分させてきましたが、古紙の収集量は、平成3年度には323tと前年度より低下し、古紙相場の低迷もあってその後の回収量も期待できないような状況になりました。これらの状況を打破し、ごみ減量・資源化を進めるために、平成4年7月15日から古紙（新聞、雑誌、段ボール）、古着類、ふとんの資源回収を週1回（不燃ごみの日と同じ）のペースで開始し、平成5年6月には収集効率の点から月2回の収集に切り替え、平成9年7月から可燃ごみの収集が週3回から週2回になることを機に、ふとんを粗大ごみとして有料で水曜日（週1回・申込み不要）に収集することとしました。

平成17年2月の新分別収集方法の導入では、名刺サイズ以上の古紙を雑紙として収集することとなり、収集回数も月2回から週1回とし一層の資源化を図り、これを機にふとんの水曜日収集を廃止し、家具など他の粗大ごみと同じ扱いにしました。

古紙（新聞・段ボール・雑誌）、古着類収集量

（単位：t）

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5
内 訳	古紙合計	6,624	6,747	6,439	6,216	5,895
	新聞	411	326	327	294	250
	段ボール	1,700	2,144	2,149	3,844	3,629
	※雑誌	4,513	4,277	3,963	2,078	2,016
	古着類	608	612	613	689	678

※ 雑誌には雑紙を含んでいます。

(3) ペットボトル・プラスチック類の分別収集

ア 事業の概要

野崎4丁目、大沢1・2・4・5・6丁目地域で平成13年11月（一部平成14年11月）から行われていた「ペットボトル・プラスチック類の分別収集モデル事業」を経て、平成17年2月から市内全域で分別収集を開始しました。

イ 事業の内容

- ◇ペットボトル→月2回収集 ※空きびん・空き缶の収集と隔週（5週目は除く）に実施
 - ◇プラスチック類→週1回収集 ※容器包装リサイクル法にこだわらず、次の除外品5品以外すべてのプラスチック製品を収集。
- 除外品→ビニール傘、ビデオ・カセットテープ、混合素材の物干しハンガー、おもちゃ

ウ 事業実績

（単位：t）

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	ペットボトル	711	745	767	761	740
	プラスチック類	3,466	3,649	3,543	3,411	3,276

※1 平成13年度→11月から野崎4丁目、大沢1・4丁目で分別収集開始

※2 平成14年度→11月からは大沢2・5・6丁目でも分別収集開始

※3 平成16年度→2月からは市内全域で分別収集開始

4 ごみ減量啓発活動

市では、市民に向けて、ごみ問題の重要性、ごみ減量・排出（発生）抑制の必要性の認識を深めるため、啓発活動を行っています。

(1) 市民に向けた出前講座・中学生の職場体験受入れ

ごみ問題の重要性やリサイクルへの意識向上を図るために、地域に出向いて出前講座を行ったり、様々な職業を体験し、働くことの意義や自己の適正に対する認識を深めることを目的に中学校が実施している職場体験の生徒の受入れを行っています。

(2) その他の減量啓発

広く市民を対象とした減量啓発として、リサイクルカレンダーの作成・配布、広報「みたか」やホームページでの情報提供、ごみ分別アプリやA Iチャットボットによる収集日や分別方法の周知、各住民協議会が主催するコミュニティ・センターまつりなどへのパネル等の貸し出し・資材提供、最終処分場や中間処理施設などの見学会の開催、パンフレット・看板の作成を行っています。

5 家庭用生ごみ処理装置等購入費助成事業

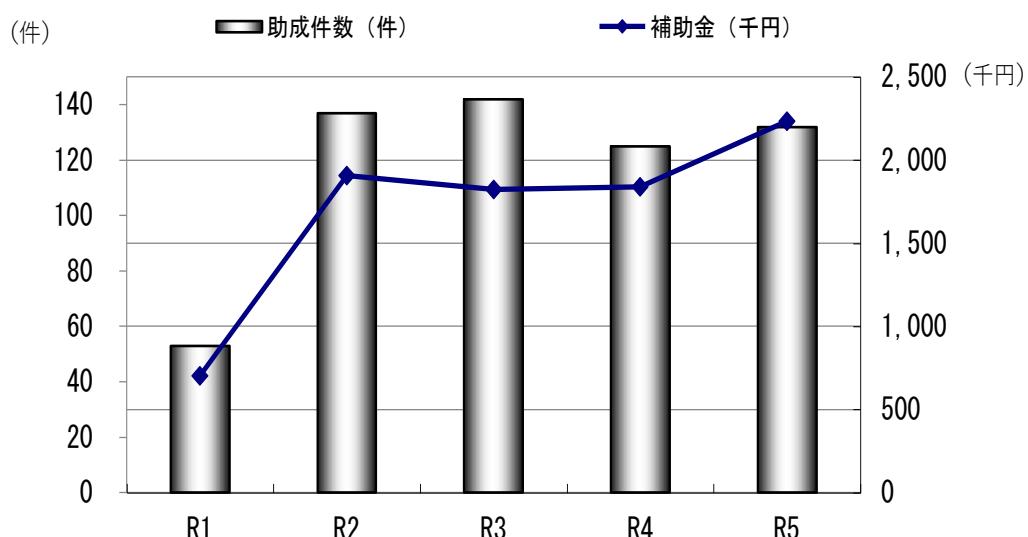
平成6年8月から、家庭用生ごみ処理装置等の購入者に対する助成事業を開始しました。これは、近年開発が進んでいるバイオ式、乾燥式等の生ごみ処理装置の購入者が増加しつつあることを考慮し、ごみ減量効果はもとより、高額な製品を購入しごみ減量を実践している市民の負担軽減、さらには意識啓発を目的としたものです。平成13年度からは、コンポスト容器のあっせん事業の終了に伴い、助成対象購入金額を5,000円以上から3,000円以上に引き下げました。

事業実績

年度	R1	R2	R3	R4	R5	※累計
助成件数（件）	53	137	142	125	132	2,224
補助金（千円）	703	1,907	1,822	1,841	2,235	36,080

※ 累計は、制定した平成6年度からのもの。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、外出する機会が減り、家庭で食事をすることが多くなつたため、生ごみ減量への意識が高まり、増加傾向にある。



6 集団回収事業

地域の集団回収は、市民自らの手によるごみの減量・資源化の活動として、またコミュニティ活動の一環として、将来にわたりごみ行政において重要な位置を占めるものです。

市では、市内の集団回収実施団体に対し、その活動推進の一助として、昭和 54 年度から補助金を交付しています。

また、事業の円滑な運営を図るため、回収団体に、業者の紹介、回収用のぼり旗等の貸与等を行っています。

(1) 集団回収事業の実績

項目	年度	R1	R2	R3	R4	R5
登録団体数(団体)		208	208	207	204	195
補助対象回収量(t)		2,430	2,325	2,373	2,291	2,077
団体売上げ金(円)		1,867,140	863,536	869,914	833,675	683,545
市からの補助金(円)		21,867,462	20,928,645	21,360,609	20,622,996	18,694,341
補助金単価(円)		古紙、布類、 スチール缶、 アルミ缶、 ビン類 kg 9 円				

(2) 品目別回収量

(単位:t)

年度	新聞	雑誌・ 雑紙	ダン ボール	布類	アルミ缶	牛乳 パック	スチール缶	ビン類	合計
R 1	706	860	446	115	49	10	76	168	2,430
R 2	577	868	509	104	48	12	73	134	2,325
R 3	588	848	543	106	51	13	68	156	2,373
R 4	560	834	528	105	47	8	65	144	2,291
R 5	492	764	476	95	46	8	64	132	2,077

(3) 回収業者助成金額の推移

年度	種類	雑誌・雑紙/kg	スチール缶/kg	ガラス類/kg	新聞/kg	段ボール/kg
令和元年度		4 円	15 円	10 円	—	—
令和 2 年度		4 円	15 円	10 円	—	—
令和 3 年度		4 円	15 円	10 円	—	—
令和 4 年度		4 円	15 円	10 円	—	—
令和 5 年度		4 円	15 円	10 円	—	—

(4) 再生資源集団回収事業登録業者一覧表

(令和6年3月31日現在)

No.	業者名	代表者	住所	電話	取扱品目
1	(有)梅田商店	梅田 裕輔	三鷹市新川3-15-11	0422-43-0890	古紙・布類
2	小川商店	小川 富裕樹	調布市富士見町3-6-12	042-486-4894	古紙・アルミ缶・スチール缶・牛乳パック
3	奥山商店(株)	福田 雄二	小平市花小金井3-13-1	042-461-0715	古紙・布類・アルミ缶・スチール缶・牛乳パック
4	アップル商会	望月 三十士	国分寺市東元町3-13-5 平和コーポ301	042-328-1983	古紙・布類・アルミ缶・スチール缶
5	(株)山田洋治商店	山本 信之	練馬区大泉町1-28-40	048-479-6234	古紙・布類・牛乳パック
6	紙材開発(株)	西内 向子	練馬区高野台2-4-12	03-5393-9620	古紙・布類・アルミ缶・スチール缶・牛乳パック
7	王子斎藤紙業(株) 杉並営業所	堀川 一夫	杉並区南荻窪3-29-16	03-3333-6672	古紙・布類・牛乳パック
8	丸勝梱包運輸(有)	井上 敏夫	神奈川県相模原市中央区陽光台4-30-5	042-774-4526	ビン類
9	元町再生	高橋 均	調布市深大寺元町1-11-1深大寺市街地住宅413号	090-1859-7442	古紙・布類・アルミ缶・スチール缶・牛乳パック
10	(合)イッソ一	鈴木 貴人	調布市飛田給3-42-77	080-1086-3855	古紙・布類・アルミ缶・スチール缶・牛乳パック・ビン類
11	(株)伊藤国商店	伊藤 剛	小金井市中町1-14-41	042-383-7082	古紙・布類・アルミ缶・スチール缶・牛乳パック・ビン類
12	(株)小池商店 府中営業所	小池 茂男	府中市四谷6-56	042-363-2596	古紙・布類・牛乳パック
13	(株)大久保	大久保 信隆	荒川区東日暮里1-40-5	03-3891-1188	古紙・布類・アルミ缶・スチール缶・牛乳パック

7 ごみ減量・リサイクル協力店

市では、マイバッグ持参の呼びかけや紙パック・トレイの自主回収など、ごみの減量・資源化の活動に積極的に取り組んでいる市内の小売販売店を「ごみ減量・リサイクル協力店」として認定し、その活動を支援しています。

認定店一覧(認定番号順)

(令和6年3月31日現在)

No	店名	店頭回収をしている品目					主な活動内容
		紙パック	PETボトル	トレイ	びん	缶	
1	東急ストア 三鷹センター店 (下連雀3丁目28番23号)	○	○	○			マイバッグ運動、簡易包装の推進、リサイクル製品の販売、商品のばら売り
2	コープみらい牟礼店 (牟礼5丁目3番1号)	○	○	○		○	マイバッグ運動、簡易包装の推進、レジ袋有料化
3	いなげや三鷹牟礼店 (牟礼6丁目2番20号)	○	○	○		○	マイバッグ運動、簡易包装の推進、リサイクル製品の販売、環境にやさしい商品の販売
4	O d a k y u O X三鷹台店 (井の頭2丁目5番2号)	○	○	○			マイバッグ運動、簡易包装の推進、リサイクル製品の販売、レシート等に再生紙を使用
5	西友三鷹牟礼店 (牟礼6丁目8番12号)	○	○	○			マイバッグ運動、環境にやさしい商品の販売、レシート等に再生紙を使用
6	セブンイレブン三鷹下連雀9丁目店 (下連雀9丁目11番14号)		○			○	簡易包装、リサイクル製品の販売、包装紙等に再生紙を利用、従業員にごみの教育
7	セブンイレブン三鷹新道北通り店 (上連雀3丁目3番12号)		○			○	簡易包装の推進
8	セブンイレブン三鷹天文台通り店 (深大寺1丁目14番30号)		○			○	簡易包装の推進、包装紙等に再生紙を使用
9	セブンイレブン三鷹下連雀3丁目店 (下連雀3丁目42番18号)						簡易包装の推進、ごみ減量の呼びかけ、従業員にごみの教育
10	太田ふとん店 (下連雀1丁目11番7号)						簡易包装の推進、環境にやさしい商品の販売、不用品の回収、独自の活動
11	トーホーベーカリー (下連雀1丁目9番19号)						簡易包装の推進、マイバッグ運動、包装紙等に再生紙を利用、お客様にごみ減量化の呼びかけ、ごみ減量化に店独自の活動
12	セブンイレブン三鷹富士見通り店 (井口1丁目16番10号)		○			○	簡易包装の推進、包装紙等に再生紙を利用、プラスチックの回収
13	るま・ばぐーす (下連雀4丁目17番6-101号)						簡易包装の推進、リサイクル製品の販売
14	マサキ屋商店 (下連雀1丁目13番1号)	○	○		○	○	従業員にごみ減量化・資源化の教育を進めている

15	サミットストア三鷹市役所前店 (野崎1丁目3番10号)	○	○	○		○	簡易包装の推進、リサイクル製品の販売、従業員への環境研修
16	サミットストア三鷹台団地店 (牟礼2丁目14番25号)	○	○	○		○	簡易包装の推進、リサイクル製品の販売、従業員への環境研修
17	サミットストア上連雀店 (上連雀7丁目32番26号)	○	○	○		○	簡易包装の推進、リサイクル製品の販売、従業員への環境研修
18	石原ストアー (井口5丁目6番32号)						簡易包装の推進、マイバッグ持参の呼びかけ

8 三鷹市リサイクル市民工房

リサイクル市民工房は、市民が物を大切にし、修理して使える物は再度使用し、リサイクルを体験する場所として平成7年12月に下連雀8-7-3に開設しました。平成11年4月から移転のため一時休館し、同年8月29日に深大寺2-16-13に再オープンしました。

粗大ごみ収集に出された家具類等「掘り出し物」の展示と三鷹市内各図書館からのリサイクル図書の提供、衣類のリフォームや廃材を利用した木工教室など各種リサイクル講習会を実施しています。また、年2回、フリーマーケットを開催しています。

所 在 地：三鷹市深大寺2-16-13

電 話：0422-34-3196

開 館 日 時：毎週水・木・土・日曜日

午前10時～午後4時

建 物 面 積：164.84 m² (作業所)

79.49 m² (倉庫)

敷 地 面 積：720.71 m²



	来館者数 (人)	作業スペース 利用者数 (人)	講習会参加者数 (人)	展示品販売数 (件)	図書提供数 (冊)
平成29年度	5,283	80	662	226	6,048
平成30年度	6,028	68	609	482	6,565
令和元年度	5,996	29	528	614	6,241
令和2年度	3,937	0	0	858	6,766
令和3年度	5,448	0	0	1,129	7,788
令和4年度	5,517	6	32	829	5,583
令和5年度	7,706	9	49	989	6,747

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月26日から同年5月31日まで及び令和3年4月28日から同年5月9日まで臨時休館、講習会及びフリーマーケットは全て中止

9 噫煙マナーアップキャンペーン事業

(1) 噫煙マナーアップキャンペーン

平成 15 年 10 月に東京都市長会により「にぎわう街の環境づくり～迷惑喫煙対策について～」が策定し、多摩 26 市一斉に迷惑喫煙防止キャンペーンを行うことが決定しました。翌年 4 月 18 日～23 日には、39 市町村共同によるオール東京市町村共同事業として「喫煙マナーアップキャンペーン」が実施されました。

平成 18 年度には、23 区も参加し、62 市区町村の共同事業として取り組みが拡大され、その後は、一斉に行うキャンペーンではなく、毎年 11 月 1 日～7 日を喫煙マナーアップ週間として位置づけ、各自治体で自主的な取り組みを行うこととなりました。

三鷹市では、平成 16 年 5 月から、たばこを吸う人も吸わない人も誰もが気持ちよく歩けるまちづくりを目指して、三鷹市ごみ減量等推進員やボランティアを中心に住民、事業者、行政の三者共同で 11 月 1 日～7 日の喫煙マナーアップ週間を軸にキャンペーンを行っています。平成 19 年度からは三鷹駅南口に加え、三鷹台駅でも開催し、広く喫煙マナーの向上を呼びかけています（平成 27 年度からは三鷹駅のみ実施）。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となりましたが、令和 3 年 4 月 1 日から「三鷹市受動喫煙防止条例」が施行し、各関係部署等と連携を強化しながら、効果的なキャンペーンの展開をしています。

(2) 三鷹駅南口喫煙実態調査

令和 2 年度までは、吸い殻の数や歩行喫煙者数等を調査していましたが、令和 3 年 4 月 1 日から「三鷹市受動喫煙防止条例」が施行し、三鷹駅南口の緑の小広場に公衆喫煙所が設置されるとともに路上等喫煙マナーアップ区域が指定され、「三鷹市路上等受動喫煙防止指導員」が配置され、投げ捨てられた吸い殻の回収と歩行喫煙者への指導が行われるようになったため、令和 3 年度からごみ対策課の喫煙実態調査は行わないこととしました。

調査開始当初からの変化（平成 28 年度～令和 2 年度）～キャンペーン後の調査日での比較

早朝

	H28	H29	H30	R1	R2
吸い殻数（本）	150	216	151	200	171
喫煙率（%）	0.11	0.08	0.06	0.03	0.12

夕方

	H28	H29	H30	R1	R2
吸い殻数（本）	116	216	76	157	33
喫煙率（%）	0.1	0.1	0.07	0.14	0.4

(3) 吸い殻等ポイ捨て防止促進路上ステッカーの貼付

平成 17 年度から、喫煙マナーの向上と煙草のポイ捨て防止を目的に、三鷹駅前地区を中心に路上ステッカーを貼付しています。平成 21 年度からは、市内で雨ますの中に吸い殻を捨てられるケースが多く見受けられることから、道路の L 字溝に貼付するミニサイズのステッカーを作成し、啓発を行っています。

ア 路上ステッカーのサイズ

標準サイズ 40×40 cm

ミニサイズ 23×8 cm

イ 令和 5 年度実績

枚数 標準 5 枚、ミニ 45 枚

合計 50 枚

場所 下連雀 4・7 丁目、

牟礼 1・7 丁目、

中原 4 丁目、

新川 3 丁目、

上連雀 4・5・7・9 丁目



平成 21 年度から雨ます対策用にミニサイズを作成

(4) 公衆喫煙所の設置

三鷹市では、特定の場所のみを喫煙禁止区域として規制するのではなく、キャンペーン等を実施しながら、喫煙者にマナーアップを呼びかけることで、たばこを吸う人と吸わない人が共存するまちづくりをすすめています。

平成 21 年 11 月には、分煙をすすめるための取り組みの一つとして、三鷹駅南口デッキ東側を喫煙場所として、灰皿を 2 個設置しました。平成 23 年度に喫煙場所との境を付ける目的で植栽を設け、喫煙マナーアップの啓発シールも貼付し、その後植栽からパーテーションに変更し区域を明確にしました。また、手すりに「たばこは灰皿で必ず消して入れてください」と記載されたステッカーを貼付するなど、啓発活動を行っていました。

令和 2 年 7 月下旬、上記開放型の喫煙所は撤去され、令和 3 年 1 月に三鷹駅南口「緑の小ひろば」に新たな公衆喫煙所が設置されました（運用は令和 3 年 4 月 1 日から）。

この喫煙所は、煙が周辺に漏れ出ないように閉鎖型であるとともに、喫煙所内の煙は脱臭装置を設けることで空気を浄化し、望まない受動喫煙の防止に十分配慮した構造・仕様となっています。



新しい公衆喫煙所（閉鎖型）

10 小型家電回収事業

(1) 概要

平成 26 年 9 月から、市内の公共施設に 10 台の回収ボックスを設置し、ご家庭で不要となった携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電（30 センチ×15 センチ未満）の無料回収を開始しました。

これは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、小型家電の基盤などに含まれる希少金属（レアメタルなど）を回収してリサイクルすることで、資源循環の促進を図ることを目的としたものです。

平成 29 年度からは、三鷹市は東京 2020 組織委員会が主催する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、市役所（本庁舎 1 階、第二庁舎 2 階）、コミュニティ・センター、リサイクル市民工房でのボックス回収のほか、新たに市内の公立図書館や大学などに携帯電話・PHS 専用の簡易型回収ボックスを設置するなど、拡充して回収を行いました。

なお、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」は、平成 31 年 3 月 31 日をもって終了しましたが、引き続き小型家電の回収を行っています。

（単位：kg）

年 度	携帯電話等	その他小型家電	合 計	前年比（量）	前年比（率）
令和 2 年度	131	2,391	2,522	△162	△6.0%
令和 3 年度	199	2,500	2,699	177	7.0%
令和 4 年度	247	3,190	3,437	738	27.3%
令和 5 年度	184	3,056	3,240	△197	△5.7%

(2) 回収品目

30 センチ×15 センチ未満の小型家電が対象

携帯電話、PHS 端末、電話機、デジタルカメラ、タブレット型端末、ゲーム機、USB メモリ、ラジオ、ドライヤー、電子時計 など

(3) 回収ボックス設置場所（10 台）

設置場所名	設置場所・住所
市民センター	本庁舎 1F、第二庁舎 2F 野崎一丁目 1 番 1 号
大沢コミュニティ・センター	大沢四丁目 25 番 30 号
牟礼コミュニティ・センター	牟礼七丁目 6 番 25 号
井口コミュニティ・センター	井口一丁目 13 番 82 号
井の頭コミュニティ・センター	井の頭二丁目 32 番 30 号
新川中原コミュニティ・センター	新川一丁目 11 番 1 号
連雀コミュニティセンター	下連雀七丁目 15 番 4 号
三鷹駅前コミュニティ・センター	下連雀三丁目 13 番 10 号
リサイクル市民工房	深大寺二丁目 16 番 13 号



<小型家電回収ボックス>

11 特定家庭用機器の回収

(1) 概要

廃棄物の減量と再生資源の十分な利用などを通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が平成10年6月に制定され、平成13年月から施行されました。三鷹市では、テレビなど特定家庭用機器の収集受付や収集運搬を一般廃棄物収集運搬許可業者が行っています。

(2) 対象品目

家庭用エアコン

テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）

電気冷蔵庫・電気冷凍庫

電気洗濯機・衣類乾燥機

(3) 回収件数

（単位：件）

年 度	エアコン	テレビ	冷蔵庫（※）	洗濯機	衣類乾燥機	合計
令和3年度	66	918	538	442	25	1,989
令和4年度	76	828	486	429	24	1,843
令和5年度	83	840	498	427	47	1,895

※冷凍庫含む

12 食品ロス削減の取組

日本国内で本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品ロス（フードロス）は約 523 万トン（令和 3 年度推計）となっており、国民一人一日あたりに換算するとお茶碗約 1 杯分（約 114 g）のご飯の量に相当します。この食品ロス量は、世界全体の食品支援量（令和 3 年で年間約 440 万トン）の約 1.2 倍の量に相当します（消費者庁）。

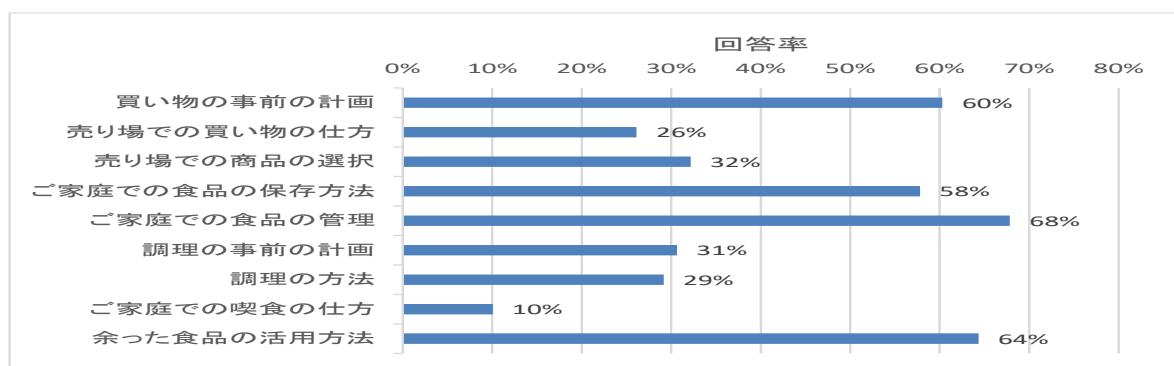
（1）家庭系食品ロス削減

令和 2 年 10 月に締結した「三鷹市食品ロス削減・食品リサイクル推進事業等の共同研究に関する協定書」に基づき、令和 2 年度は、公益財団法人流通経済研究所と連携して家庭での食品ロスの発生実態・発生要因及び食品ロス削減に関する意識・行動調査を実施しました。令和 3 年度は、食品ロス削減に関する研究及び意見交換を市民参加で行いました。令和 4 年度は、食品ロス削減をテーマにエコアクションキャンペーンとして三鷹駅南口にて啓発用ウェットティッシュを配布しながら啓発を行いました。また、ごみ減量・リサイクル協力店の店頭又は店内においても啓発用ウェットティッシュの配布、店内放送で食品ロスの削減を呼びかけました。

ア アンケート結果

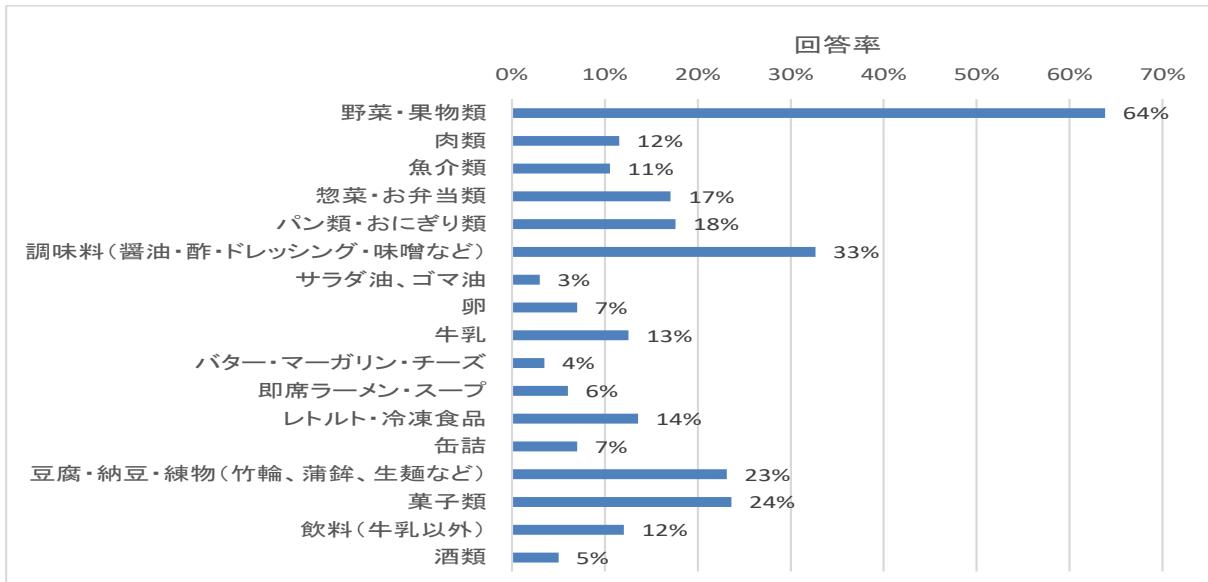
（ア）食品ロス削減行動実施についての認識

多くの市民は、「食材の在庫管理」や「計画的な買い物」食品ロス削減に寄与する行動を概ね行っていると認識しています。



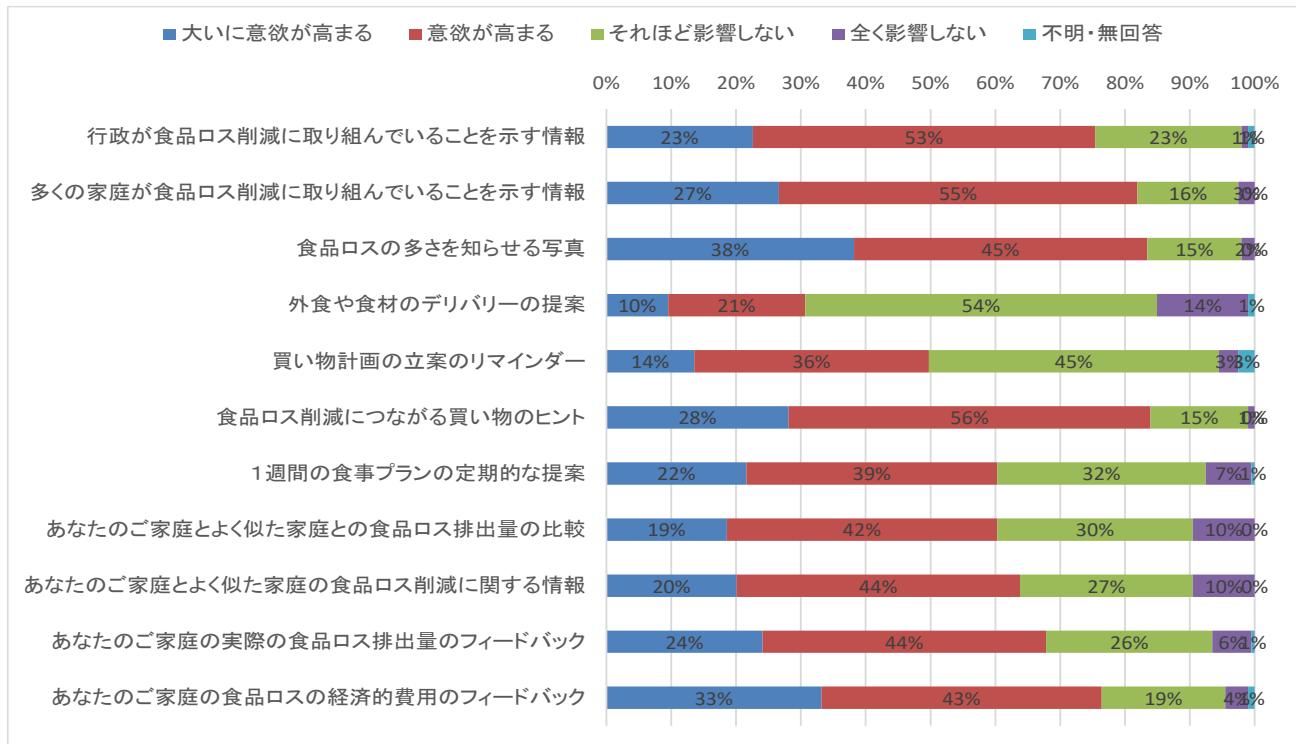
（イ）家庭における食品ロスの発生実態

「野菜・果物類」（64%）、「調味料」（33%）、「菓子類」（24%）、「豆腐・納豆・練物」（23%）の順番で多く捨てられています。



(ウ) 食品ロス削減への意欲を高める情報

食品ロス削減を推進していくためには、「食品ロスの多さを視覚的に訴える情報」、「多くの家庭が食品ロス削減に取り組んでいる情報」、「家庭の食品ロスの経済的費用」などの情報提供があると行動につながると考えられる、といった結果になりました。



イ 研究結果（参加した市民の主な意見）

- 家庭系食品ロスの削減には、市民一人ひとりの主体的な行動が不可欠であり、行政が啓発や取り組みを促すことも大事だが、市民は同じ立場の市民から提案されたほうが、「自分たちと同じ立場の人でもできる／やっている」と思い、やる気になる。何か自分たちでグループを作つて市と連携ができれば、より良い形になっていくのではないか。
- 普通の市民に広く食品ロス削減に取り組んでもらうには、垣根が低いこと、楽しめること、活動を通じて何か気づきがあることが大事である。こうした参加の場を、食品ロスをはじめとする既存のさまざまなエコについての活動・ネットワーク同士が連携して提供していくことが重要ではないか。

(2) 事業系食品ロス削減

市の飲食店等から発生する食品ロスの削減推進に向け、平成30年5月30日のゴミゼロの日より三鷹市食べきり運動を実施し、各キャンペーン等で市民向けに食品ロスの削減の呼びかけを行いました。同年8月22日より事業者から発生する食品ロスの削減に向け、食べきり運動に協力していただく協力店等を募集し、「三鷹市食べきり運動協力店等」として認定しています。

食べきり運動協力店

三鷹市食べきり運動協力店一覧

(令和6年3月31日現在)

No.	事業者名	所在地
1	季寄せ 蕎麦 柏や	三鷹市下連雀 3-35-1 ミタカコラル4F
2	中華銘菜 餃子菜館	三鷹市下連雀 3-20-7 浜中ビル 101
3	グラナダ	三鷹市下連雀 4-17-12
4	オリジン東秀株式会社 オリジン弁当三鷹南口店	三鷹市下連雀 4-15-35 朝日三鷹マンション
5	株式会社 ダイエー グルメシティ三鷹中原店	三鷹市中原 3-1-11
6	三鷹市民センター売店「ぽけっと」 三鷹市障がい者ワーククラブ	三鷹市野崎 1-1-1 三鷹市役所内
7	居酒屋 ふく家	三鷹市下連雀 1-11-7
8	串焼 ピステ	三鷹市下連雀 3-33-3-102
9	喰猿呑猿笑猿	三鷹市下連雀 3-27-2 サンローゼ三鷹 2F
10	株式会社 大戸屋 大戸屋ごはん処三鷹南口店	三鷹市下連雀 3-33-1 吉野三十三番館 2F
11	麺らあめん 田祭木	三鷹市井の頭 2-7-1
12	有限会社石原ストアー ヒロマルチェーン三鷹井口店	三鷹市井口 5-6-32
13	鈴の音	三鷹市下連雀 3-27-8 3F
14	大島屋	三鷹市下連雀 3-22-3
15	居酒屋 酔	三鷹市下連雀 3-16-18 坂本ビル 1F
16	Moron	三鷹市下連雀 7-7-34